

公 告 第 20 号

公 示 送 達 書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和8年10月8日

兵庫県神戸県民センター長
(神 戸 県 税 事 務 所)

記

書 類 の 根 拠 法 令	送達を受けるべき者の 氏名	備 考
地方税法第177条の21第6項 国税徴収法第54条	川岸 康治	